

## 君津市公園ボランティア制度実施要綱

平成25年3月18日

改正 令和 5年4月 1日

### (目的)

第1条 この要綱は、公園において清掃、除草等の環境美化活動を行う団体を支援するため必要な事項を定めることにより、公園管理における市民参加・協働を推進し、もって公園利用の向上と地域コミュニティの活性化を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園とは、都市公園等（都市公園法（昭和31年法律第79号に基づき市が設置する都市公園及び緑地（予定地を含め、指定管理者が管理する場所を除く）。以下同じ。）であって、地域住民がその管理に参加することが望ましいと市長が認めたものをいう。
- (2) 公園ボランティア団体とは、その自由意思に基づき、本要綱を理解したうえで、次条に定める活動を行う団体（法人を含む。以下「活動団体」という。）をいう。

### (活動の種類)

第3条 この要綱における公園ボランティア活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 公園内の清掃及び除草等美化に関する活動
- (2) 公園内の樹木及び花壇の管理及び緑の普及に関する活動
- (3) その他市長が認める活動

### (認定)

第4条 認定を希望する団体は、君津市公園ボランティア団体認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、当該団体を公園ボランティア団体として認定し、君津市公園ボランティア団体認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 次の各号の一に該当する事項が記載された申請書は受理しない。

- (1) 公園におけるボランティア活動を目的としない事項
- (2) 公序良俗に反する事項
- (3) その他市長が不適當と認める事項

4 活動団体は、一の公園につき1団体とする。ただし、公園の区域が大規模な場合その

他の場合であって、一の公園において複数の活動団体に公園ボランティア活動を行わせることが適当と市長が認めるときは、この限りではない。

#### (認定期間)

第5条 認定期間は、認定日から君津市公園ボランティア団体認定取消通知書（別記第6号様式）の通知日までとする。

#### (認定事項の変更)

第6条 活動団体は、団体の名称、代表者その他登録に関する事項に変更があったときは、君津市公園ボランティア団体認定事項変更申請書（別記第3号様式）により、速やかに市長に事項の変更を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、当該活動団体に関する事項の変更を認定し、君津市公園ボランティア団体認定変更通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

#### (認定の取消)

第7条 活動団体は、当該団体を解散するときその他公園ボランティア活動を継続することが困難になったときは、君津市公園ボランティア団体認定取消申請書（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認めるときは、登録を抹消することができる。

(1) 公園におけるボランティア活動を目的としない行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 市長の指示または注意に従わず、改善が見込まれないとき。

(4) 活動団体の所在が不明となり、連絡不能な状態が5年以上経過したとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、活動団体の登録を抹消すべき相当の事由があると市長が認めたとき。

3 市長は、前項各号により、活動団体の登録を抹消したときは、速やかに当該活動団体に君津市公園ボランティア団体認定取消通知書（別記第6号様式）により通知する。ただし、前項第4号によるときは通知しない。

#### (活動計画)

第8条 活動団体は、君津市公園ボランティア活動計画書（別記第7号様式）以下「計画書」という。）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(活動報告)

第9条 活動団体は、当該年度の活動終了後、君津市公園ボランティア活動実績報告書(別記第8号様式)以下「実績報告書」という。)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(活動団体の責務)

第10条 活動団体は、公園ボランティア活動を実施するときは、市長の指示に従い、公園の利用者の利用の妨げとならないよう注意するとともに、自らの責任によって公園ボランティア活動の実施の安全を確保しなければならない。

2 活動団体は、公園ボランティア活動の実施に際し事故が生じた場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(機器の貸出し)

第11条 市長は、活動団体に公園ボランティア活動で使用する刈払い機等の機器を貸出すものとする。

2 活動団体は、市長の指示に従い、前項の機器を借り受ける際は、使用する1週間前までに、市長に申し出なければならない。

3 活動団体は、第1項の機器を使用後は速やかに返却しなければならない。

4 活動団体は、機器の使用中に故障等が生じた場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(活動に対する協力金)

第12条 市長は、この要綱に定める活動に対し、協力金を支給する。

2 前項の協力金の額は、次に掲げる額の合計を1年当たりの支給額の標準とし、予算の範囲内で市長が定めた額を限度として、年度ごとにこれを支給する。

(1) 基本額として1団体につき10,000円。

(2) 清掃を行う団体にあつては、清掃を行う面積1平方メートルにつき1回1円。

(3) 除草を行う団体にあつては、除草を行う面積1平方メートルにつき1回5円。

(4) 剪定を行う団体にあつては、剪定を行う面積1平方メートルにつき1回3円。

ただし、協力金の算定は、1回当たり5,000平方メートルを上限とし、清掃については年間12回、除草については年間5回、剪定については年間3回を上限とする。

3 協力金は、年度末に支給するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 協力金を支給する活動団体は、当該年度の計画書及び実績報告書を提出した団体とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、支給しないものとする。

- (1) 団体が活動していないと認めるとき。
- (2) 団体から辞退の申出があったとき。
- (3) 当該年度の7月1日から翌年3月末日までに登録したとき。
- (4) 第7条第2項の各号の一に該当する行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。